

**厚生労働省は薬品の通販規制を  
第2類まで緩和するべきである**

**PCM否定側 3班**

# 否定側の主張

## 肯定側の主張

- 厚生労働省は薬品の通販規制を第2類まで緩和すべきである

## 否定側の主張

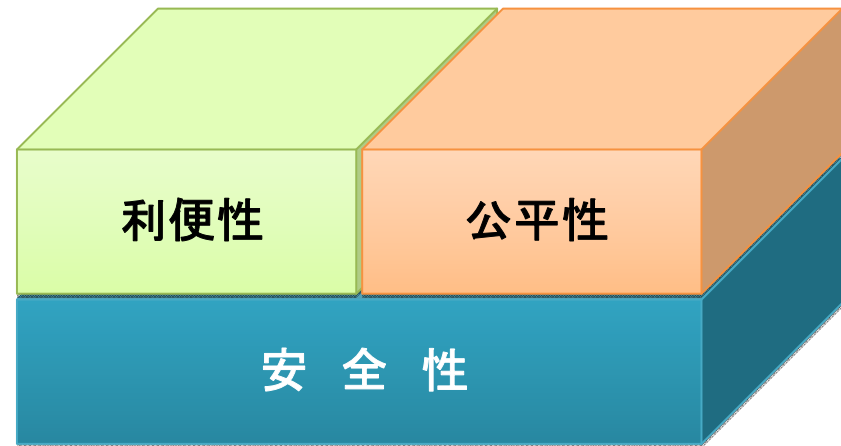
- 第2類医薬品は、第1類医薬品と同様に、インターネットやカタログなど、**対面での販売が実現しない形態は規制されるべきである**

# 否定側が主張する3つの論点

1 安全性

2 利便性

3 公平性



# 論点1：安全性(1)

現状：薬の安全性を理解せずに服用し、副作用が起こる  
場合がある

- ・自分の体質について詳しく知らない
- ・薬の正しい知識が利用する側にない

専門家を通さずに薬を購入することは、  
利用者の健康被害を拡大する。



- ・普段、薬で副作用が起こったことがないから平気
- ・有名な商品だから問題ない

## 安全性(2)

薬の知識が全くない人たちが、  
通販(ネット)で容易に手に入れ服用し、  
副作用が起こる「事故」を  
最低限度に抑える  
必要がある。



## 安全性(3)

- 薬剤師の説明によって、説明不足による事故を抑制

- 双方向のコミュニケーション

- 薬の理解が深まり、結果的に事故防止につながる

- 医療機関の受診を勧告

- 薬局で常に適切な指導ができる体制の整備が重要

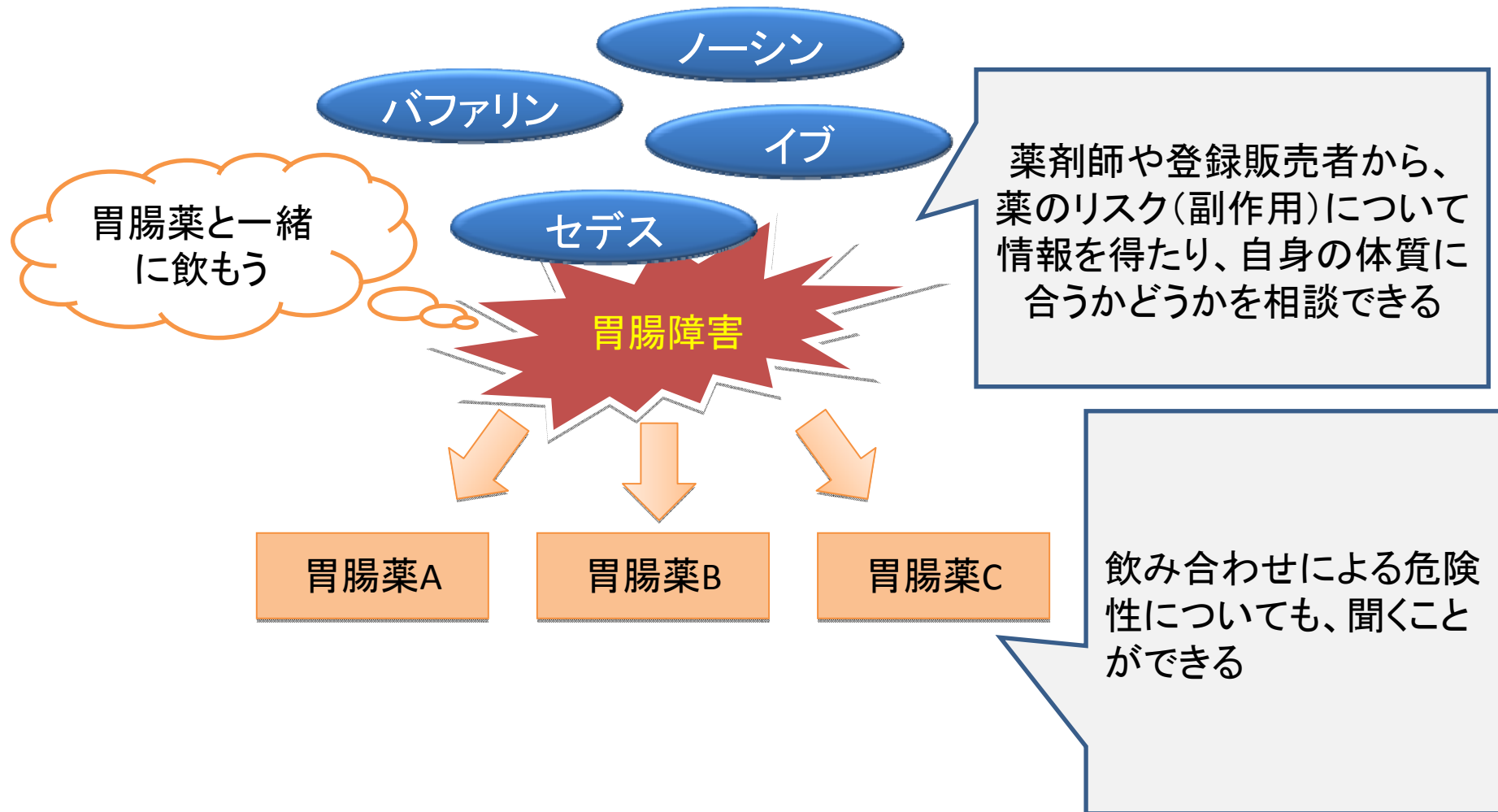
- 薬剤師がいないことが問題であって、違法状態をなくすことが先決。

- 今までの不十分な服薬指導を理由にネット販売を肯定することはできない

- 比較すべきは改正後の対応

# 安全性の具体例

- 解熱鎮痛剤：ほとんどが第2類医薬品



## 論点2: 利便性

「一般医薬品の購入実態調査」（2009年6月17日発表）  
（ドウ・ハウス 調査期間:2009年5月27日～31日）

一般医薬品を薬局・ドラッグストアで購入:94.6%  
インターネットで購入:2.0%

スーパーやコンビニで買えると便利:70.2%

登録販売者制度  
の導入

- ドラッグストアでの販売形態の多様化(24時間営業など)
- コンビニエンスストアも新規参入し、薬の購入が可能に

利便性は向上する



## 論点3: 公平性

“公平性” → 薬の使用に関する公平性を主張

- ・コンビニ、ドラッグストアなどの販売形態の変化により、薬がより買いやすくなるのは明らか。
- ・また、離島などの人々に対しても2年間の通販の継続が保証。

薬の使用に関して、使用できる人と使用できない人が出てくるということはない。

# 否定側論点

## 1.安全性

- 説明不足による副作用や事故の予防。
- 薬剤師による適切な指導が必要。

## 2.利便性

- 薬事法改正により、利便性は向上する。

## 3.公平性

- 使用機会に関する公平性は保たれる。

# 肯定側

1. **公平性**
  - 公平な市場競争の阻害
  - 消費者の公平な購買の阻害
2. **利便性**
  - 消費選択の多様性の減少
  - 販売チャネルの減少
3. **安全性**
  - 販売方法と副作用の無関係性
  - ネット販売の情報提供の優位性

# 否定側

1. **安全性**
  - 説明不足による副作用や事故の予防
  - 薬剤師による適切な指導が必要
2. **利便性**
  - 薬事法改正により、利便性は向上する
3. **公平性**
  - 使用機会に関する公平性は保たれる